

## 第6章 史跡整備計画

第5章の第2期整備基本計画については、現在の史跡指定地のうち、公有地化が完了している範囲及び将来的な整備予定範囲についての計画であり、令和8（2026）年度～令和19（2037）年度の12年間の計画とする。

12年間の計画のうち、第1～3年次は古代寺院ゾーン及び正倉ゾーンの整備、第4～6年次は正倉ゾーンの整備を実施し、第7～12年次については、公有地化が完了した史跡指定地の中から、次の史跡整備を優先的に実施する要件等に基づき、整備地や整備内容等を定める。

### 【史跡整備を優先的に実施する要件】

- ・ 斜面崩落等の危険性が高く、周辺住宅等に影響を及ぼす可能性のある土地
- ・ 橘樹官衙遺跡群における最も重要な歴史的価値である橘花評家跡や橘樹郡家跡が保存され、橘樹歴史公園との相互作用により、その変遷や比較等を効果的に市民に伝えることができる土地
- ・ 橘樹官衙遺跡群の重要な歴史的価値である古代寺院跡が保存され、その様相を効果的に市民に伝えられる土地
- ・ 市民等が史跡を利活用する上で必要となるトイレ等（便益施設）の設置が可能な土地

また、第2期整備基本計画が完了する第12年次（令和19（2037）年度）には、国史跡への追加指定や公有地化の進捗状況等を勘案し、将来的な史跡整備計画等の再検討を行い、「史跡橘樹官衙遺跡群第3期整備基本計画」策定のための庁内検討を行う。

### 第1節 第1年次〔令和8（2026）年度〕

#### 〔整備方針〕

- （1）史跡指定地で一定程度の範囲の公有地化が完了している土地のうち、土地の状況や史跡整備の優先順位等に基づき、史跡整備地①（古代寺院ゾーン）及び史跡整備地②（正倉ゾーン）における史跡整備の基本設計を作成する。
- （2）史跡整備地①においては、古代寺院の西側区画施設が確認された土地であり、第2期保存活用計画で定めるA1地区の中で、市民が古代寺院の規模等を体感することができる唯一の場所であることから、区画施設の平面表示等を行い、古代寺院や橘樹官衙遺跡群を楽しく学べる場とする。
- （3）史跡整備地②の南側隣接地には、第1期整備計画計画で整備を実施した橘樹歴史公園が存在する。橘樹歴史公園については、主として飛鳥時代の橘花（樹）評段階の施設が確認されているため、飛鳥時代の橘花（樹）評家の様相がイメージでき、史跡橘樹官衙遺跡群のシンボルとなるよう全国初の飛鳥時代の倉庫を復元した。史跡整備地②については、主として奈良時代から平安時代にかけての橘樹郡家正倉院の倉庫群や区画施設が確認されている場所であることから、倉庫の柱を表示する一部立体表示や外周区画溝の平面表示等を行う。併せて、橘樹歴史公園の飛鳥時代の様相と史跡整備地②の奈良時代の様相が比較できる整備を行う等、

古代橘樹の歴史や景観等を誰もが学び、楽しめる場とする。

- (4) 基本設計の作成にあたっては、第1期整備計画で整備した橘樹歴史公園で用いた遺構表示、園路舗装・植栽、サイン等の仕様を踏襲する。
- (5) 基本設計については、国史跡の史跡整備であり、これまでの調査や最新研究の成果等に基づく検討・調整等が必要であることから、市教委が作成する。

## 第2節 第2年次 [令和9 (2027) 年度]

[整備方針]

史跡整備地①は、川崎市宮前区野川本町3丁目に所在し、史跡整備地②は川崎市高津区千年に所在することから、史跡整備の実施に際しては、前者が宮前区役所道路公園センター、後者が高津区役所道路公園センターに実施設計の作成を依頼し、市教委が協力しながら、第1年次に市教委が作成した基本設計を基に、史跡整備の実施設計を作成する。

## 第3節 第3年次 [令和10 (2028) 年度]

[整備方針]

宮前区道路公園センター及び高津区役所道路公園センターに依頼し、市教委が協力して作成した実施設計を基に、史跡整備地①・②の史跡整備工事を実施する。

## 第4節 第4年次 [令和11 (2029) 年度]

[整備方針]

- (1) 史跡指定地で一定程度の範囲の公有地化が完了している土地のうち、土地の状況や史跡整備の優先順位等に基づき、史跡整備地③（正倉ゾーン）における史跡整備の基本設計を作成する。
- (2) 史跡整備地③の南西には、第1期整備計画計画で整備を実施した橘樹歴史公園が所在し、南西側隣接地には第2期整備基本計画に基づき整備する史跡整備地②が所在する。史跡整備地②と③は、いずれも主として奈良時代から平安時代にかけての橘樹郡家正倉院の倉庫群や区画施設が確認されている場所であることから、倉庫の柱を表示する一部立体表示や外周区画溝の平面表示等を行い、郡家正倉院の広がりや倉庫の配置等、来跡者が古代橘樹の雰囲気を感じ、楽しめる場とする。
- (3) 基本設計の作成にあたり、第1期整備基本計画短期計画第1期整備で用いた遺構表示、園路舗装・植栽、サイン等の仕様を踏襲する。
- (4) 基本設計については、国史跡の史跡整備であり、これまでの調査や最新研究の成果等に基づく検討・調整等が必要であることから、市教委が作成する。

## 第5節 第5年次 [令和12 (2030) 年度]

### [整備方針]

史跡整備地③は、川崎市高津区に所在することから、史跡整備の実施に際しては高津区役所道路公園センターに実施設計の作成を依頼し、市教委が協力しながら、第4年次に市教委が作成した基本設計を基に、史跡整備の実施設計を作成する。

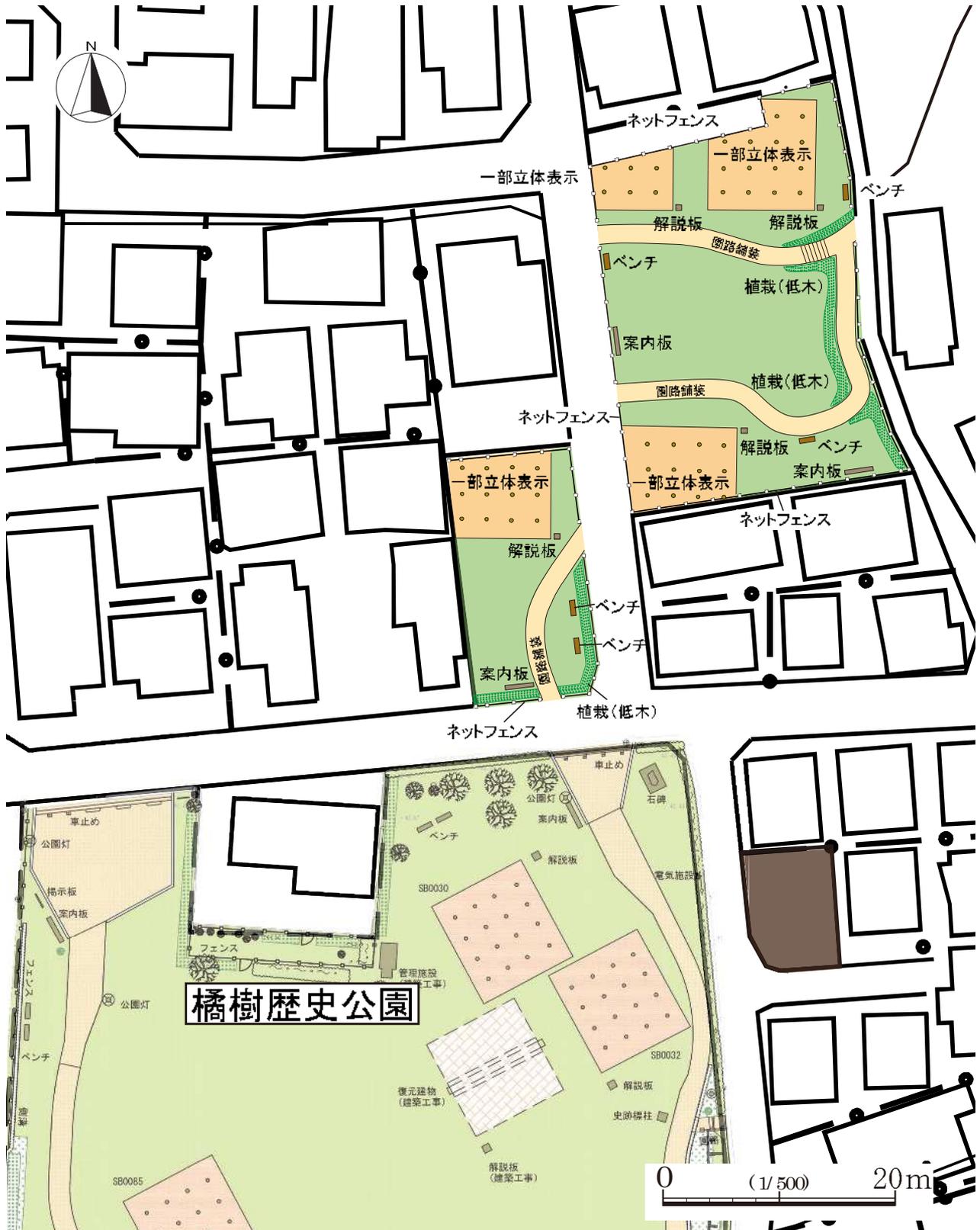


第14図 史跡整備地① (古代寺院ゾーン) の整備計画 (S = 1/500)

## 第6節 第6年次〔令和13（2031）年度〕

### 〔整備方針〕

高津区役所道路公園センターに依頼し、市教委が協力して作成した実施設計を基に、史跡整備地③の史跡整備工事を実施する。



第15図 史跡整備地②（正倉ゾーン）の整備計画（S=1/500）



第16図 史跡整備地③（正倉ゾーン）の整備計画（S=1/500）

## 卷末資料

## [資料 1]

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則  
(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)  
(最終改正：平成二十七年九月一日文部科学省令第三〇号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準  
(平成27年3月30日史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

## 1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

## 2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

### (1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
  - ①復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
  - ②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
  - ③復元後の管理の方針・方法が示されていること。

### (2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
  - ①発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
  - ②歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
  - ③歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
  - ④歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
  - ⑤歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しかつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

### (3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

---

---

## 史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画

発行日 令和8(2026)年 月 日

編集・発行 川崎市教育委員会

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2111(代表)

印刷

---

---